

# 第3章

## 刑事手続への 関与拡充への取組

- 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等  
(基本法第18条関係) .....56

# 刑事手続への関与拡充への取組

## 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

### (1) 迅速・確実な被害の届出の受理

#### 【施策番号 125】

警察においては、犯罪被害者等からの被害の届出に対し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実な受理に努めている。

### (2) 告訴への適切な対応

#### 【施策番号 126】

警察においては、警察本部及び各警察署に「告訴・告発センター」等を設置し、告訴・告発に係る対応の責任者及び担当者を指定することにより、担当課の決定及び受理・不受理の判断が迅速になされる体制を整備している。

また、検察庁においても、告訴・告発への適切な対応に努めている。

### (3) 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進

#### 【施策番号 127】

ア 警察においては、性犯罪被害者が警察への被害の届出を行うことなく医療機関を受診した場合、後に警察へ被害の届出を行うときには身体等に付着した証拠資料が滅失している可能性があることから、医師等が診療時に性犯罪被害者から証拠資料を採取するための資機材の整備に係る予算の確保、整備先となる医療機関等の拡大等を推進している。

#### 【施策番号 128】

イ 警察においては、産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害者からの証拠資料の採取方法を医師等に教示している。

### (4) 冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用

#### 【施策番号 129】

検察庁においては、犯罪被害者等の希望に応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述等の内容を説明するとともに、原則として、冒頭陳述等の内容を記載した書面を交付している。

また、法務省・検察庁においては、これらについて、会議や研修等の様々な機会を通じて検察官等への周知徹底を図り、一層適正な運用に努めている。

### (5) 公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲覧請求への適切な対応

#### 【施策番号 130】

検察庁においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」（P59【施策番号 139】参照）等により、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、当該刑事事件が係属中であっても、原則として閲覧・謄写が可能である旨を周知している。また、検察庁において保管する訴訟終結後の刑事事件の裁判書や記録（いわゆる確定記録）の閲覧に際し、犯罪被害者等に対して被告人、証人等の住所を開示することの許否については、裁判の公正を担保する必要性と開示により生じるおそれのある弊害等を比較衡量して判断すべきものであるところ、犯罪被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努めている。

令和4年中に犯罪被害者等に対して公判記録の閲覧・謄写を認めた事例の延べ数は、1,203件であった。

## 公判記録の閲覧・謄写状況

年次	記録の閲覧・謄写
平成30年	1,299
令和元年	1,195
令和2年	1,154
令和3年	1,364
令和4年	1,203

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
- 2 表中の数値は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において被害者等に公判記録の閲覧・謄写をさせた事例数及び同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧・謄写をさせた事例数の合計である。
- 3 事例数は、事件の終局日を基準に計上している。

提供：法務省

**(6) 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実****【施策番号 131】**

ア 法務省・検察庁においては、会議や研修等の様々な機会を通じ、犯罪被害者等の意見が適切に刑事裁判に反映されるよう、検察官が犯罪被害者等と適切な形で十分な意思疎通を図るべきことについて、検察官等への周知に努めている。

**【施策番号 132】**

イ 検察庁においては、公判前整理手続等の経過及び結果に関し、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が適宜の時期に必要な説明を行うとともに、被害者参加人等が公判前整理手続等の傍聴を特に希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、当該希望を裁判所に伝えるなどの必要な配慮を行うよう努めている。また、犯罪被害者等が公判の傍聴を希望する場合には、その機会ができる限り得られるよう、公判期日の設定に当たり、必要に応じて当該希望を裁判所に伝えるよう努めている。

さらに、法務省・検察庁においては、検察官等に対する研修において犯罪被害者等の保護・支援に関する講義を行うなどして、犯罪被害者等との意思疎通の重要性に関する検察官等への周知に努めている。

**(7) 国民に分かりやすい訴訟活動****【施策番号 133】**

検察庁においては、犯罪被害者等を含む傍聴者等にも訴訟手続の内容が理解できるよう、難解な法律用語の使用をできる限り避けたり、プレゼンテーションソフト等を活用して視覚的な工夫を取り入れたりするなど、国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努めている。

**(8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実****【施策番号 134】**

P39【施策番号 80】参照

**(9) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等****【施策番号 135】**

法務省・検察庁においては、会議や研修等の様々な機会を通じ、検察官が上訴の可否を検討するに当たって犯罪被害者等の意見を適切に聴取するよう、検察官等への周知に努めている。

**(10) 少年保護事件に関する意見聴取等に関する各種制度の周知****【施策番号 136】**

法務省・検察庁においては、会議や研修等の様々な機会を通じ、検察官等に対し、少年保護事件に関する意見の聴取制度、犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写制度及び家庭裁判所が犯罪被害者等に対して少年審判の結果等を通知する制度を周知しており、検察官等が犯罪被害者等に対して適切に情報提供を行うことができるよう努めている。

また、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」により、これらの制度を犯罪被害者等に周知している（P59【施策番号 139】参照）。

少年保護事件に関する意見の聴取等の運用状況

年次	意見聴取		記録の閲覧・謄写		審判結果などの通知	
	申出のあった人数	認められた人数	申出のあった人数	認められた人数	申出のあった人数	認められた人数
平成30年	214	207	936	894	824	817
令和元年	251	240	925	903	870	869
令和2年	254	248	927	887	841	840
令和3年	272	266	821	800	780	779
令和4年	248	236	772	747	748	741

(注)  
 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。  
 2 意見聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果などの通知の申出のあった人数は、その年に制度を利用したか、申出を取り下げた又はこれを認めない判断がされた被害者等の延べ人数である。

提供：法務省

(11) 少年審判の傍聴制度の周知

【施策番号 137】

法務省・検察庁においては、犯罪被害者等に対し、一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができる制度や、家庭裁判所が犯罪被害者等に対して少年審判の状況を説明する制度を周知している（P59【施策番号 139】参照）。

少年審判の傍聴等の運用状況

年次	少年審判の傍聴の実施状況		少年審判の状況説明制度の実施状況	
	傍聴の対象となった事件数	傍聴を許可した事件数（人数）	申出のあった人数	認められた人数
平成30年	68	25 (47)	301	287
令和元年	51	20 (37)	294	280
令和2年	60	28 (51)	313	301
令和3年	67	24 (50)	326	317
令和4年	74	29 (60)	286	275

(注)  
 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。  
 2 少年審判の傍聴の実施状況の傍聴の対象となった事件数は、その年に終局決定のあった事件数である。  
 3 少年審判の状況説明制度の実施状況の申出のあった人数は、その年の事件終局までに申出をした被害者等の延べ人数である。

提供：法務省

(12) 法テラスにおける支援に関する情報提供の充実

【施策番号 138】

法テラスにおいては、国民への制度周知のための取組として、犯罪被害者支援ダイヤル

(0120-079714) において、損害の回復や苦痛の軽減に役立つ情報や、刑事手続に関与するための情報等を提供しているほか、法テラスの犯罪被害者支援をインターネット検索した際に、同ダイヤルへたどり着きやすくするための専用ページ（犯罪被害者支援専用ページ2次元コード参照）を設けている。

さらに、国民に分かりやすい表現を心掛けた、犯罪被害者支援やストーカー事案、配偶者等からの暴力事案及び児童虐待事案の被害者への支援に関するリーフレット等（法テラスウェブサイト「刊行物」：[https://www.houterasu.or.jp/houterasu\\_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/leaflet/index.html](https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/leaflet/index.html)）を地方公共団体等に配布し、窓口に備え付けるよう依頼している。また、関係機関・団体の機関紙に法テラスの活動を紹介する記事の掲載を依頼するとともに、SNSを活用した広報を行っている。

犯罪被害者支援ポスター

犯罪被害者支援  
 法テラスの  
 ご存じですか？

犯罪の被害にあわれた方やご家族の方に、損害の回復や苦痛の軽減などに役立つ情報をご案内しています。

日本司法支援センター  
**法テラス**

- ・犯罪被害者支援を行う相談窓口
- ・刑事手続の流れ、支援制度などの法制度
- ・弁護士への相談・依頼にかかる費用等の援助制度

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル

0120-079714

03-6745-5601

平日/9:00~21:00  
 土曜日/9:00~17:00(日曜祝日・年末年始休業)

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

提供：法務省

ひとりじゃないと電話で気づいた。

暴力、性犯罪、DVなどの被害でお悩みの方が利用できる制度があります。

日本司法支援センター 法テラス

どこに相談したらいいかわからない、弁護士に相談するお金がない... そんな時は法テラスへ。一人ひとりにあった支援をお探します。

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079714

法テラス なくさないよ 検印

03-6745-5601

平日/9:00~21:00 土曜日/9:00~17:00 (日曜祝日・年末年始休業)

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

提供：法務省

犯罪被害者支援専用ページ2次元コード



提供：法務省

### (13) 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実

#### 【施策番号 139】

ア 法務省においては、被害者参加制度、少年審判の傍聴制度等の犯罪被害者等の保護・支援のための制度について分かりやすく解説した、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」(https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji\_keiji11.html、法務省ウェブサイト「犯罪被害者の方々へ」2次元コード参照)を全国の検察庁に配布し、検察官が犯罪被害者等から事情聴取を行う際に必要に応じて手渡しているほか、各種イベントで配布するなどしている。同パンフレットは、法務省及び検察庁ウェブサイ

ト上にも掲載している。

また、犯罪被害者等向けDVD「あなたの声を聴かせてください」を全国の検察庁に配布し、犯罪被害者等に対する説明に活用しているほか、YouTube 法務省チャンネル (https://www.youtube.com/watch?v=J49bOdmpr2Y) で配信している。

警察においては、「被害者の手引」の内容の充実を図っている (P96【施策番号 218】参照)。

#### 犯罪被害者等向けパンフレット



提供：法務省

法務省ウェブサイト「犯罪被害者の方々へ」2次元コード



提供：法務省

#### 【施策番号 140】

イ 警察においては、その実情に応じ、英語、中国語等の外国語版の「被害者の手引」を作成・配布している。

被害者の手引



被害者の手引（交通事故事件用）



被害者の手引（外国語版）



**【施策番号 141】**

ウ 法務省においては、外国人や視覚障害のある犯罪被害者等に対する情報提供を行うため、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」について、日本語版に音声コードを導入したほか、英語版や点字

版等を作成し、全国の検察庁や点字図書館等に配布している。また、全編に字幕を付した犯罪被害者等向けDVD「あなたの声を聴かせてください」により、聴覚障害のある犯罪被害者等に対しても情報提供を行っている。

**(14) 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等**

**【施策番号 142】**

都道府県警察においては、検視及び司法解剖に関する手続の内容等を盛り込んだパンフレットを作成・配布し、遺族に対する適切な説明や配慮に努めている。

また、検察庁においては、捜査や公判に及ばず支障等にも配慮しつつ、犯罪被害者等に対し、検視及び司法解剖に関する情報提供を必要に応じて適切に行っている。

**(15) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進**

**【施策番号 143】**

警察においては、検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件の還付方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で迅速に返却又は処分をするよう努めている。

**(16) 証拠品の適正な処分等**

**【施策番号 144】**

検察庁においては、犯罪被害者等以外の者から押収した証拠品が犯罪被害者等の所有に係る物である場合、犯罪被害者等に還付の希望の有無を確認しており、還付を希望するときは、被差押人又は差出人を説得し、当該証拠品が犯罪被害者等に還付されるよう努めている。被差押人等が犯罪被害者等への還付に応じない場合には、当該証拠品の処分に先立って犯罪被害者等と連絡を取るなどして、犯罪被害者等が所有権を行使する機会を確保している。

## 講演録

## ある日突然、最愛の母を奪われて

～残された兄妹の想い～



栗原 一三三（犯罪被害者御遺族）

## ●事件から10年が経過する

事件があったのは2012年8月25日。事件から10年が経過しました。

8月25日は私たち兄妹にとって非常に大切な日です。とても暑い、夏の1日でした。この日が近づくと必ず親友から連絡をもらいます。私は、その親友の御両親の命日すら思い出せないのに、彼からは必ず母の命日にお心遣いのメール、連絡をいただいております。そして、支援室の方からも必ずお花を頂戴しております。これは10年変わらず、本当にありがたく、感謝してもきれない出来事であります。しかしながら一方で、10年経過して、周囲にはこの事件を知らない人たちも増えて、やはり皆さんの記憶はかなり薄れてきているのかなとも感じます。

## ●事件の概要

事件現場は自宅のキッチンでした。そこにかかっているカレンダーはまだその当時のままです。母親は鋭い刃物で背後から複数回刺され、その一つは貫通していたということを後から聞きました。そのため、私たち兄妹はいまだに最低限の刃物しか使うことができません。日常で包丁を使うということはまだまだできないのが現実です。

事件の1週間くらい前に自宅周辺に不審者情報がありました。その不審者は他人の住居に不法に侵入し、その柵を乗り越えて何か物色していたようで、複数の目撃情報がありました。実は私の母親もその姿を目撃しておりました。

そしてある日、自宅への窃盗事件が発生いたしました。私の工作中、母親から電話があり、「玄関の鍵がない」「通帳もない」「気持ち悪いから早く帰ってきてくれないか」。勤務時間中でしたので、仕事が終わった後、まっすぐに家に戻り、母から状況を聞きました。そして「とりあえず今日は時間も遅いし、次の日に警察に相談しよう」ということにし、その日は警察への通報はいたしませんでした。

次の日が事件の当日となります。私の職場に警察から電話があり、「妹さんから電話がありましたか？」「1回、妹さんに電話を入れてください」と。何があったのかわかりませんが、とにかく言うとおりに私は妹へ電話を入れました。妹からの返答は、「早く帰ってきて、早く帰ってきて」、それを繰り返すだけです。そのときの妹の声はまるで他人のように、恐怖に打ちひしがれていました。何か自宅でとんでもないことが起きたのだろう。嫌な思いを抱きつつ、上司に断りを入れ、職場から自転車で10分ほどの自宅へ一目散に戻りました。

自宅に着くと警察車両、パトカー、消防車、警察官、おびただしい方々が規制線の張られた自宅の周辺にいました。私はすぐに警察車両に招かれ、事情聴取を受けました。妹から、母親が刺された、緊急搬送されていると聞いておりましたので、この事情聴取を受けながら、頭に浮かぶのは母

親の命はどうなっているのだろうかということでした。

事情聴取の後、病室に招き入れられました。そこには4時間前に「じゃあ行ってくるよ」、玄関先で別れた母親が、全く別人となってベッドに横たわっていました。担当の先生からは搬送時には、もう既に心肺停止状態で、おそらくは自宅ではほぼ即死状態であったのではと伺いました。これが、私たち兄妹が犯罪被害者遺族としてスタートした瞬間だったのかもしれませんが。

#### ●立会人としての自宅の現場検証

立会人として、自宅の全ての現場検証に立ち会いました。目の前で行われる警察の方々の懸命な現場検証。テレビでしか見たことのなかった光景が自宅で繰り広げられました。「悪いのは犯人なのです。絶対に捕まえますからね」、警察の方々からの励ましの言葉が、そのときの私たち兄妹にとって、どれだけ心強い言葉だったのでしょうか。

#### ●裁判員裁判への参加

程なく犯人が逮捕されましたが、次に待ち受けていたのはその裁判でした。私たち兄妹は裁判員裁判に参加いたしました。事件の解決のために長男としてできることは全て行う。その思いに全くの迷いはなかったのですけれども、裁判の当事者となって、「非常に理不尽なことばかりだな」と感じました。また国選弁護士制度についても、被害者遺族としては非常な違和感を持ちました。犯人が黙秘をし始めたのは弁護士がついたその瞬間からでした。

犯人には事件について真実を述べてほしい。御自身のやったこと責任を取ってもらいたい。その思いは遺族として切実なものです。それが黙秘ということで、全くその事実が分からないまま裁判は進んでしまいます。この事件では、犯人の衣服に付いた母親の血液が証拠になっているのですけれども、もしかしたら窃盗に入ったときに血液が付着したのではないかと。もしかしたら母親は事前に大量に出血をしていたのかもしれない。そのときに付いた血液であって、殺人のときに付いた血液ではないのではないかと、まさに理不尽な証言が法廷で繰り広げられました。なぜ罪を認めないのか。謝罪をしないのか。そもそも事件そのものが私たち兄妹にとってダメージであるにもかかわらず、この裁判でも嫌な思いを強いられるのかと、非常に理不尽な思いをいたしました。

#### ●職場（社会）復帰して、周囲の反応

事件から50日を経て、ようやく職場に復帰することになりました。事件の立会人として物理的に要する時間や、やはりこの事件のダメージからの回復に時間を要しました。すぐに仕事に戻るエネルギーはありませんでした。

休暇については、前例なきは却下、自分自身の有給休暇にて対応せざるを得ませんでした。本来ならば他のことに使っていないはずの休暇を、この事件のために使わざるを得ず、やはり被害者に対してまだまだ社会が対応していないのかなと、非常に実感したところです。

職場に戻りますと、色々なお心遣いをいただきます。何と声をかけたらいいのだろうか。その重大さゆえに戸惑う周囲の気持ちも痛いほど伝わってきました。

ある人から「そろそろ落ち着いた？」という言葉がかけられました。職場復帰してもう立ち直ったと思われたのかもしれませんが。決して悪気があるのではないのだと思います。しかし、私は笑いながら「いや、一生落ち着かないかもね」と返答した記憶があります。

やはり一旦職場に復帰すればハンデも容赦ありません。役割に応じた負担は当然のことです。しかし、自分の心の中には、見えないけれど大きく深い傷。決してそう簡単に癒えるものではありません。

### ●犯罪被害者支援の輪に入る

しばらくして県警の支援室の方からお声がけいただき、犯罪被害者支援の輪に入ることになりました。

「1日も早く、社会復帰したい、元に戻りたい」という思いはたくさんあるのですが、一方で、なかなか気持ちがついていかない。この事件を受け入れられず、心の中の整理がつかない。そんなときに支援室の方から「栗原さんに流れる時間の速さは他の人と違うのですよ」という非常にありがたい言葉をいただきました。

ある被害者の方の「まもなく加害者の刑期が終わり、いつかまた世の中に出てくるが、被害者に刑期満了はありません」という言葉も非常に印象的でした。

### ●自助グループ「彩のこころ」に参加する

埼玉犯罪被害者援助センターにおいて、2017年5月、自助グループ「彩のこころ」に参加することになりました。失った命は決して戻りません。母親の命が戻ることは絶対に叶わないことあります。「彩のこころ」は同じように理不尽な形で身内の命を失った御遺族の方々と、同じ感情、思いを共有する場となっています。

冒頭申し上げましたが、段々この事件に関する周囲の記憶も薄れつつあり、私たち兄妹にとって、この自助グループの存在は非常にありがたいところです。

### ●最後に

犯罪被害者遺族になるということは夢にも思わなかった境遇です。しかしながら、テレビや新聞でしか知らなかった世界が現実となってしまいました。母親の事件から10年以上経過いたしますけれども、その間も凶悪事件が後を絶ちません。それは誰もが犯罪被害者になる可能性があるということなのかなと痛感するところです。

事件の数だけ被害者の存在がありますが、支援の輪に加わることができる被害者はほんの一握りです。やはり被害者への救済や、被害者支援のあり方について、もっともっと意識してほしい。それにはまずその存在を認識することから始めてほしいと思います。

私たち兄妹が望むことは、被害者も加害者も出さない社会です。そういった社会が来ることを強く願います。

\*\*\*



栗原 穂瑞（犯罪被害者御遺族）

当時私は実家から自転車で10分ほどのマンションで暮らしておりました。

母から8月25日土曜日8時6分、私の携帯電話の着信記録です。いつも電話をかけてくる母はとてもしっかり「はい、お母さん」、そんな第一声なのですが、そのときは「来て、早く来て」と。とても切羽詰まった声でした。その一瞬で私は何かとんでもないことが起きているのだと感じて、「わかった、すぐ行く」。自転車を飛ばして実家に向かいました。私の記憶では、玄関の鍵はかかっ

ていませんでした。玄関に入りながら、「お母さん、お母さん」、そう言ってキッチンに行ったとき、母の姿が目に見えませんでした。すぐに私は110番通報します。

これが私が見た事件当日の状況です。その後、犯人が逮捕されるまでには2週間ちょっとありました。

加害者は逮捕された時点で、身の安全が確保されているのだと私は思っています。刑務所へ収監されたとしても、制限のある生活であるとはいえ、更生という未来に向かって様々な工程のカリキュラムを刑務所の中で行っております。加害者にも人権があることは十分理解しておりますが、到底、遺族としては納得できることではありません。

被害者、そして遺族はその日から生活が一変しております。加害者がその安全な警察署で守られている最中、私は恐怖の中にいました。翌日から私のマンションには報道関係者が来ます。報道の重要性は十分理解しております。私もいろんな情報をニュース等で入手するわけですから、とても大切なことだと思います。ただ、そのターゲットが自分になる、それは全くの別問題なのです。

これからどうなってしまうのか。犯人はちゃんと逮捕されるのか。私の精神状態は異常でした。電気を消してほんの少しの明かりも漏れないようにカーテンを閉めて、インターホンが鳴るたびに息を潜め、あまりの恐怖で私は刑事さんに電話を入れたこともあります。悲しいという感情は当時ありませんでした。ない、というより、あまりの恐怖と不安で悲しみを感じることはありませんでした。

私は幼少の頃から書道を習っており、年賀状は毎年手書きで4、50人の方に出していました。今はできません。「おめでとう」、そんな言葉を書くことは私にはできません。また母のいない1年が始まる。そう思うと、もう年賀状を書くことはできません。人の集まる場所もとても怖いのです。人を信じられなくなった。今ここにいる人たちは、犯罪被害に対して、とても興味を持って寄り添っていただいている方だと思いますが、世の中にはいい人ばかりではない。全く見ず知らずの人からそういった被害に遭う。そう思うと人が多く集まる場所がとても怖いのです。今は通勤電車もとても怖いのです。不特定多数の人とあの密閉の状態に置かれている。片時も緊張をほぐすことはできない、常に緊張しているような状態で通勤しています。そして何気ない一言にもとても傷つきます。

被害に遭わないでくださいっていうのはすごく難しいことなのだとということ、誰にでも起こり得る。私たちがまさかこんな形で母を失うとは思っていませんでした。遺族になってこうやって皆さんの前で話するなど、夢にも思っていませんでした。ただ加害者がいなければ被害者は生まれません。悪いことをしようとしなかったとしても、車を運転する方、自転車でも死亡事故が起きています。ほんの少しゆとりのある、ちょっとでもいいから優しい気持ち、譲り合いの気持ち、それだけでも事故は減らせます。

一度失った命は絶対に戻りません。それは被害に遭った人だけではなく、家族やその周りの人たちにも影響を及ぼすということ。絶対に加害者を出してはいけない。皆さんが安全に安心して暮らせる、そういった世の中を願います。

※本講演録は、令和4年度犯罪被害者週間中央イベントにおける基調講演の概要をまとめたもの。

また、捜査や公判に及ぼす支障等にも配慮しつつ、証拠品の早期還付を含めた処分について慎重に検討し、必要に応じて還付の時期、方法等について犯罪被害者等に対して説明するなど、事案に即した適正な運用に努めている。

### (17) 捜査に関する適切な情報提供等

#### 【施策番号 145】

ア 警察庁においては、「被害者連絡実施要領」（令和5年3月16日付け警察庁刑事局長等通達別添）に基づき、被害者連絡が確

実に実施され、犯罪被害者等に対する情報提供が適切に行われるよう、都道府県警察を指導している。

また、都道府県警察においては、交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応が行われるよう、交通事故に関する被害者連絡を総括する者として都道府県警察本部に設置された被害者連絡調整官等が、警察署の交通捜査員に対する指導・教育を行っている。

さらに、被害者連絡等を通じて把握した犯罪被害者等の置かれている状況やニーズのうち、民間被害者支援団体や他の行政機関と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得た上で情報提供を行うなど、関係機関・団体との連携を図っている。

件捜査統括官及び交通事故鑑識官が、飲酒運転、信号無視、著しい速度超過、妨害行為等が疑われる交通事故や事故原因の究明が困難な交通事故等について、組織的かつ重点的な捜査並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行うとともに、交通事故事件捜査の基本である実況見分等に関する教育の充実を図っている。

警察庁においては、交通事故等の真実を知りたいという交通事故被害者等の要望に応えるため、交通事故鑑識官養成研修をはじめとする研修を実施し、交通捜査員の知識・技能の向上を図るとともに、客観的証拠に基づいた事故原因の究明を図るため、ドライブレコーダー等の映像記録や3Dレーザースキャナ等の活用を推進している。

被害者連絡制度の概要



**【施策番号 146】**

イ 法務省・検察庁においては、会議や研修等の様々な機会を通じ、捜査に及ぼす支障等も考慮しつつ、必要に応じて捜査に関する情報を捜査段階から犯罪被害者等に提供するよう、検察官等への周知に努めている。

○ 海上保安庁においては、捜査や公判に支障を及ぼしたり、関係者の名誉等を不当に侵害したりするおそれのある場合を除き、捜査に関する情報を犯罪被害者等に提供している。

**(18) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等**

**【施策番号 147】**

警察においては、都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置された交通事故事

交通鑑識



**(19) 交通事故に関する講義の充実**

**【施策番号 148】**

P50 【施策番号 115】 参照

**(20) 検察官に対する児童及び女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実**

**【施策番号 149】**

P50 【施策番号 114】 参照

**(21) 不起訴事案等に関する適切な情報提供**

**【施策番号 150】**

ア 法務省・検察庁においては、被害者保護の要請に配慮し、犯罪被害者等に対する不

起訴記録の開示制度の弾力的な運用に努めている。

不起訴記録は非公開が原則であるが、交通事故に関する実況見分調書等については、裁判所からの送付嘱託又は弁護士会からの照会がなされた場合において、開示が相当と認められるときは、これに応じている。また、被害者参加制度の対象となる事件の被害者等については、当該事件の内容を知ること等を目的とする場合であっても、捜査や公判に支障を及ぼしたり関係者のプライバシーを侵害したりしない範囲で、実況見分調書等の弾力的な開示に努めている。さらに、被害者参加制度の対象とならない事件の被害者等についても、民事訴訟等において損害賠償請求権その他の権利を行使して被害を回復するため必要と認められる場合には、捜査や公判に支障を及ぼしたり関係者のプライバシーを侵害したりしない範囲で、実況見分調書等を開示している。

不起訴記録の弾力的な開示等については、会議や研修等の様々な機会を通じて、検察官等への周知に努めている（公判記録については、P56【施策番号130】参照）。

#### 【施策番号151】

イ 検察庁においては、関係者の名誉等の保護の要請や捜査に及ぼす支障等にも配慮しつつ、検察官が犯罪被害者等の希望に応じ、不起訴処分 of 裁定前後の適切な時期に、当該処分内容及び理由について十分な説明を行うよう努めている。また、法務省・検察庁においては、会議や研修等の様々な機会を通じて、犯罪被害者等の保護・支援等に関する講義を行うなどして、犯罪被害者等に対する不起訴処分に関する説明について、検察官等への周知に努めている。

### (22) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力

#### 【施策番号152】

検察庁においては、一定の場合に検察審査

会の起訴議決に拘束力を認める制度が平成21年5月に施行されたことに伴い、起訴議決に至った事件について、裁判所が指定した弁護士に対する協力を行うなど、適切な運用に努めている。同年から令和4年までの間、検察審査会の起訴議決があり公訴の提起がなされて裁判が確定した事件の人員は11人である。

### (23) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

#### 【施策番号153】

法務省においては、平成18年に、それまで原則として親族に限定されていた受刑者の面会や信書の発受の相手方について、犯罪被害者等も認めることとする旨の指針を示している。その後、受刑者と犯罪被害者等との面会が実施されるなど、刑務所、拘留所等の刑事施設において、当該指針を適切に運用している。

### (24) 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実

#### 【施策番号154】

ア P47【施策番号101】参照

#### 【施策番号155】

イ 法務省においては、少年に係る情報について、少年鑑別所や少年院において得られるものに加え、家庭裁判所、保護観察所等の関係機関や保護者から得られるものについても、その都度少年簿に記載し、保護処分の執行に活用している。平成19年12月からは、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報の一層の収集及び記載ができるよう、少年鑑別所や少年院において犯罪被害者等に関する事項を把握した際にも少年簿に記載することとし、加害少年の処遇に携わる職員への情報共有がより確実に行われるよう努めている。

#### 【施策番号156】

ウ 令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律により刑事収容施設及び被収

容者等の処遇に関する法律及び少年院法が改正され、刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度が導入されることから、法務省においては、同制度の具体的な運用等について、外部有識者等を招へいして検討会を実施し、現在、必要な検討を行っている（P 69 トピックス「被害者の心情等を踏まえた加害者処遇の充実について」参照）。

**【施策番号 157】**

エ 法務省においては、性犯罪者等の特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対する専門的処遇プログラムの内容の充実等を図るとともに、犯罪被害者等の視点に立って、自己の考え方等を見直させる課題を含む当該プログラムの受講を、保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、適切に対応している。令和4年中に特別遵守事項により専門的処遇プログラムを開始した人員は、性犯罪再犯防止プログラムが792人（前年：731人）、暴力防止プログラムが229人（前年：204人）、飲酒運転防止プログラムが193人（前年：227人）

更生保護における各種制度

提供：法務省

であった（前年については、成人のみの数値である。）。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、しよく罪指導を適切に実施している（しよく罪指導については、P48【施策番号 104】参照）。

**【施策番号 158】**

オ 保護観察所においては、犯罪被害者等の申出に応じて犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度（心情等伝達制度）において、当該対象者に被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるための指導監督を徹底している。

令和4年中に同制度に基づいて心情等を伝達した件数は、170件であった。

また、法務省においては、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書等を踏まえ、犯罪被害者等による心情等伝達制度へのアクセスの向上等について検討を行っている。さらに、同年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律により改正された更生保護法（以下「改正更生保護法」という。）では、保護観察対象者に対する伝達を前提とせず、犯罪被害者等からの申出に応じて犯罪被害者等の心情等を聴取する制度を新たに設けることとされたことから、同制度の具体的な運用等について、現在、必要な検討を行っている（P69 トピックス「被害者の心情等を踏まえた加害者処遇の充実について」参照）。

心情等伝達制度の運用状況

年次	心情等伝達件数
平成30年	185
令和元年	158
令和2年	155
令和3年	182
令和4年	170

提供：法務省

**(25) 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実**

法務省においては、法制審議会からの諮問第103号に対する答申を踏まえ、更生保護における犯罪被害者等の思いに応えるための制度等として、次の事項について、改正更生保護法により法整備が図られたほか、その他の措置を講ずることとしている（P69トピックス「被害者の心情等を踏まえた加害者処遇の充実について」参照）。

**【施策番号 159】**

ア 地方更生保護委員会及び保護観察所の長は、これまでも、保護観察等の措置をとるに当たっては、当該措置の内容に応じ、犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮しているところ、改正更生保護法にその旨が明記されたことを踏まえ、一層適正な運用を図ることとしている。

**【施策番号 160】**

イ 改正更生保護法により、犯罪被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示等の措置をとることが保護観察対象者に対する指導監督の方法として加えられ、また、犯罪被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況を示す事実について、保護観察官又は保護司に申告又は当該事実に関する資料を提示することが、保護観察における遵守事項の類型に加えられた。

**【施策番号 161】**

ウ 地方更生保護委員会においては、これまでも、犯罪被害者等の申出に基づき、仮釈放等を許すか否かに関する審理において、犯罪被害者等から加害者の仮釈放等に関する意見等を聴取していたところ、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見についても併せて聴取することが改正更生保護法に明記されたことを踏まえ、仮釈放等審理はもとより、生活環境の調整やその後の保護観察処遇をより一層適

正に実施することとしている。

また、令和4年4月以降、収容中の特定保護観察処分少年について新たに設けられた退院審理についても、本制度の対象としている。

**【施策番号 162】**

エ 法務省においては、令和4年4月から、保護観察対象者に対し、具体的な賠償計画を立て、犯罪被害者等に対するの慰謝の措置を講ずることを生活行動指針として設定し、これに即して行動するよう保護観察官等が指導すること等を内容とする新たな運用指針に基づき指導の充実を図っている。

**(26) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理の実施**

**【施策番号 163】**

地方更生保護委員会においては、犯罪被害者等の申出に基づき、仮釈放又は少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、犯罪被害者等から加害者の仮釈放等に関する意見等を聴取し、仮釈放等の許否の判断に当たって当該意見等を考慮するほか、仮釈放等を許可する場合には、当該意見等を特別遵守事項の設定に当たり参考としている。

また、令和4年4月以降、収容中の特定保護観察処分少年について新たに設けられた退院審理についても、本制度の対象としている。同年中に意見等聴取制度に基づいて意見等を聴取した件数は、310件であった。

意見等聴取制度の運用状況

年次	意見等聴取件数
平成30年	313
令和元年	336
令和2年	311
令和3年	329
令和4年	310

提供：法務省

## トピックス

## 被害者の心情等を踏まえた加害者処遇の充実について

### 1 はじめに

令和4年6月に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、少年院法及び更生保護法が改正され、被害者の心情等を踏まえて、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）や少年院といった施設内で行う処遇や、社会内で行う処遇の充実化が図られた（令和5年12月までに施行）。これによって、被害者等の思いに応える施設内処遇及び社会内処遇を実現させるとともに、受刑者等や保護観察対象者の改善更生にも資することが期待される。以下、具体的に内容を説明する。

### 2 矯正施設における被害者等の心情等聴取・伝達制度

刑事施設や少年院において、受刑者や少年院の在院者が、自分の犯罪・非行に向き合っ心から反省するためには、被害者やその親族等の被害に関する心情やその人たちの置かれている状況等について正しく理解することが重要である。本改正以前から、刑事施設や少年院においては、被害者やその支援団体等による講話や、被害者の命を奪った者等に対して「被害者の視点を取り入れた教育」を行うなどの必要な処遇を行っている。

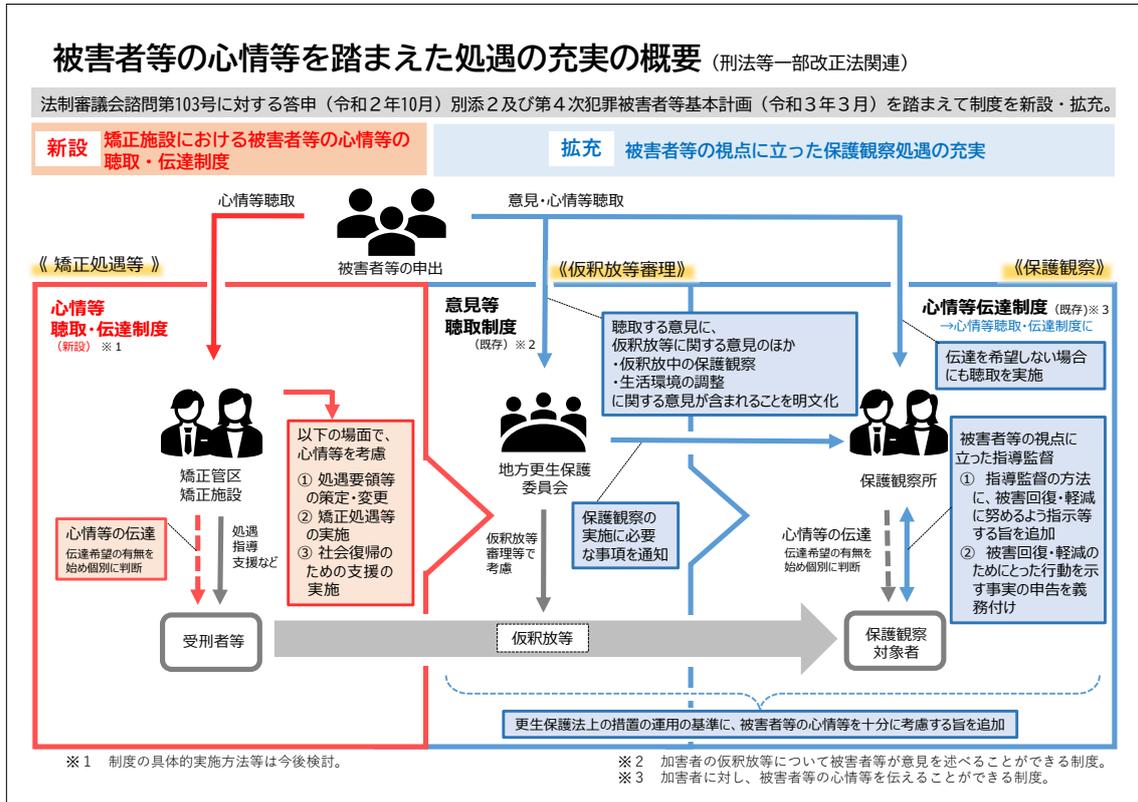
もっとも、受刑者等の処遇を行うに当たって、その内容に被害者の心情等を反映し、被害者等への配慮を一層充実させ、受刑者等の改善更生を効果的に図るためには、受刑者等に対して、自分が犯した罪の被害者の心情等に、より直接的な形で触れさせることが重要と考えられる。そこで、本改正により、刑事施設や少年院において被害者の心情等を聴き取り、それを受刑者等に伝達する制度が導入されることとなった。具体的には、刑事施設や少年院の長は、①被害者等から被害に関する心情や置かれている状況等を述べたいという申出があったときは、その心情等を聴取すること、②受刑者の処遇要領又は在院者の個人別矯正教育計画を策定するときは、被害者の心情等を考慮すること、③被害者から聴取した心情等を受刑者等に伝達することを希望するという申出があったときは、指導を行うに当たり、その心情等を受刑者等に伝達すること等が制度（心情等聴取・伝達制度）として定められた。

### 3 被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

上記の刑事施設や少年院における処遇だけではなく、社会内で行う処遇においては、本改正以前から、①保護観察を受けている加害者（以下「保護観察対象者」という。）に対して、起こした事件の責任や影響等を理解させ、誠意をもって被害弁償や謝罪を行っていくことができるように、事案に応じて、しよく罪指導を実施するとともに、②地方更生保護委員会が受刑者等の仮釈放等を許すか否か審理するに当たり、被害者等の意見や被害についての心情を聴取する制度（意見等聴取制度）、③保護観察所が、被害者等から被害に関する心情や、保護観察対象者の生活・行動に対する意見を聴取して、保護観察対象者に伝える制度（心情等伝達制度）等を実施してきた。

もっとも、被害者の心情等を理解することが犯罪をした者や非行のある少年の再犯防止及び改善更生にとって重要であること等に鑑み、本改正により、①保護観察を行う場合等に際し、被害者の心情や置かれている状況等を十分に考慮することとされた。また、②地方更生保護委員会が行う被害者からの意見等の聴取事項として、加害者の生活環境の調整（釈放後の住居や仕事の確保、家族・福祉・医療の各関係者から必要な協力等が得られるようにするための調整）や仮釈放中の保護観察

に関する意見を加えることや、③保護観察所は、被害者等から被害に関する心情等を述べたい旨の申出があったときは、保護観察対象者に伝達する場合に限らず、社会内で行う処遇にいかすため当該心情等を聴取すること（心情等伝達制度を心情等聴取・伝達制度とすること）、④被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう必要な指示等をするを指導監督の方法に追加すること等とされた。



## (27) 更生保護官署職員に対する研修等の充実

### 【施策番号 164】

法務省においては、地方更生保護委員会の委員をはじめとする更生保護官署職員を対象とする研修において、犯罪被害者等の意見等を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を実施しており、犯罪被害者等施策に関する内容のほか、犯罪被害者等の心情や置かれている状況等について理解の増進を図るため、その講義内容の充実を図っている。

## (28) 矯正施設職員に対する研修等の充実

### 【施策番号 165】

矯正研修所においては、新規採用職員、幹部要員等を対象とする研修において、「犯罪被害者の視点」等の科目を設けるとともに、犯罪被害者等の心情や置かれている状況等に関する理解の増進を図るため、犯罪被害者団体等の関係者を講師に招くなど、研修内容の充実を図っている。